



鳥取県公報

平成 19 年 11 月 27 日(火)
号外第 168 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則
(11) (人権教育課) 2
- ◇ 人委規則 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則
(33) (給与課) 3

教育委員会規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第11号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（修学奨励金の貸与対象者）</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）卒業を目的として、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第54条第3項</u>に規定する広域の通信制の課程（以下この号において「広域通信制高等学校」という。）に在学していること。ただし、<u>広域通信制高等学校に在学している者</u>であっては、県内に住所を有していること。</p> <p>（2）～（5）略</p>	<p>（修学奨励金の貸与対象者）</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>（1）卒業を目的として、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第45条第3項</u>に規定する広域の通信制の課程（以下この号において「広域通信制高等学校」という。）に在学していること。ただし、<u>広域通信制高等学校に在学している者</u>であっては、県内に住所を有していること。</p> <p>（2）～（5）略</p>

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成19年11月27日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第33号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校(経験年数換算表の1の表において「各種学校」という。)又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(経験年数換算表の1の表において「私立学校法による学校」という。)の教員</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(人事交流等により異動した場合の号給)</p> <p>第7条 新たに職員となった者のうち、人事交流等により次に掲げる者から引き続いて職員(第3号に掲げる者にあつては、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。)となった者の第3条から前条までの規定に基づいて定められた初任給の額が、部局内の他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別にその者の号給を決定することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する各種学校(経験年数換算表の1の表において「各種学校」という。)又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第2条第3項に規定する私立学校(経験年数換算表の1の表において「私立学校法による学校」という。)の教員</p> <p>(4)及び(5) 略</p>

(職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正)

第2条 職務に専念する義務の特例に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

<p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(13) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合</td> <td>6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		(13) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	略		<p>(義務免除)</p> <p>第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(13) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合</td> <td>6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		(13) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	略	
略													
(13) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間												
略													
略													
(13) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合</td> <td>6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		(33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>(33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合</td> <td>6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	略		(33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	略	
略													
(33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第84条の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間												
略													
略													
(33) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の2の規定に基づき通信教育を実施する大学において行う面接授業を受ける場合	6週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間												
略													

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。